

### ペルー／真実と正義と忘却の間で

大串和雄

#### ●暴力のスパイラル

ペルーの「和解」問題の起源は、一九八〇年に遡る。この年の五月、毛沢東派武装組織センデロ・ルミノソ（輝ける道）がアヤクチヨ県で武力闘争を開始した。この時から反体制武装勢力と軍・警察による暴力のスパイラルがペルー社会を覆うことになる。一九八四年からはさらに、もうひとつの極左武装組織トウバク・アマル革命運動（MRTA）も武力闘争を開始した。

一九八〇年代半ばまで政治的暴力の舞台となったのは、主としてアヤクチヨ県を中心とする中南部山岳地帯の農村である。センデロ・ルミノソの暴力は、まったく容赦ない凄絶なものであった。彼らの部隊は村に現れてアジ演説を行い、政府の協力者と見なす者を虐殺した。テロの標的はさらに、地方自治体首長、左翼活動家、草の根民衆組織のリーダー、国際協力スタッフなどにも及んだ。センデロ・ルミノソにとって、現存国家の徹底的破壊なくして民衆の解放が可能であるという「幻想」をいだけさせる一切のアクターが敵であった。

センデロ・ルミノソの暴力に対する政府側治安部隊（軍・警察）の対応も、まったく人権を無視したものであった。軍・警察のパトロール部隊は行く先々の村で、センデロ・ルミノソの協力者と疑われる者を拷問し、レイプし、虐殺した。治安部隊は村人を大量に殺した後、死体を崖から落とし、ダイナマイトで上から土をかけるなどして隠した。このような場所は「共同墓地」と呼ばれている。こうして秘密裡に捨てられた人々は、六〇〇人以上と言われる「行方不明者」のリストに名を連ねた。

一九八〇年代後半には、アヤクチヨ地域で劣勢になったセンデロ・ルミノソが活動を全国に拡大し、特に首都リマなどの都市部でテロ活動を活発に展開した。毎日のようにマスコミが報じる凄惨なテロ現場の情景、夜中に聞こえてくる銃声、爆弾によるビルの破壊、送電塔爆破による頻繁な停電は、地方のテロから縁遠かった大都市住民にも、いつ自分たちがテロに巻き込まれるかも知れないという恐怖を味わせた。

しかし反体制武装勢力の活動は、一九九二年にセンデロ・ルミノソとMRTAの中

心的指導者が逮捕されたことをきっかけにして、急速に低下していく。またそれに伴って、政府側治安部隊による超法規的処刑と強制的失踪も大幅に減少した。こうして一九八三年から一九九三年まで年間四桁を数えた政治的暴力の犠牲者数は、一九九九年以降は二桁にまで減少したのである。

他方で一九九二年以降には、テロまたは国家反逆罪によって投獄される大量の無実の囚人が発生した。また、超法規的処刑と強制的失踪の減少とは対照的に、軍・警察による拷問はその後も広範に行われた。

反体制勢力・政府側双方の暴力の規模を知るためには、ペルーの人権団体の連合組織CNDHHが一九九三年に発表した数字が参考になる。それによると、一九八〇～一九九二年の時期の犠牲者数（死亡者・プラス失踪者）は二万八八〇九人であったが、そのうち五三％が政府側によるもの、四五％がセンデロ・ルミノソによるもの、一％がMRTAによるものであった。

これらの数字から何が読みとれるであろうか。まず目に付くのは、MRTAの手による犠牲者が相対的に少ないこととともに、

政府側の手による死者がセンデロ・ルミノンによる犠牲者を上回っていることであろう。もともと、五三%という数字には違法な殺人だけでなく、合法的な戦闘で死んだ反体制武装組織メンバーも含まれているので、政府側の人権侵害がセンデロ・ルミノンの暴力を上回っていたわけではない。しかしこの数字には超法規的に処刑された反体制武装組織のメンバーと、同じく違法に殺害された数十人の無辜の市民も含まれている。その意味で、マスコミ等によく使われる「ゲリラによる死者が三万人」という言い方は、実態を大きく歪めるものである。

しかしラテンアメリカの実態にも少し詳しい読者なら、CND DHHの数字からむしろ、センデロ・ルミノンによる犠牲者数が多いという感想をいだくかも知れない。軍事政権が一方的に反対派を弾圧した諸国はもろろんのこと、内戦の事例であるエルサルバドルやグアテマラでも、政府側による人権侵害の犠牲者数が反体制武装勢力側によるそれをはるかに上回っていた。それに対してペルーでは、センデロ・ルミノンの残虐性が顕著だったのである。

### ● 「和解」問題の構造

「和解」をめぐる政治が本格的に始まるのは、二〇〇〇年一月のフジモリ大統領失脚以降である。先に述べたように、一九九〇年代前半に政治的暴力が減少したが、直ちに「過去と向き合う」ことにはならなかった。かつての人民行動党政権（一九八〇～一九八五年）とアブラ党政権（一九八五～一九九〇年）も、軍と疎遠で統率力を欠き、クーデタを恐れていたために軍を擁護したが、軍と密接な同盟関係を結んだフジモリ大統領（一九九〇～二〇〇〇年）は、いわば軍と一心同体であったために軍をかばったのである。フジモリ大統領は、治安部隊の人権侵害を批判するペルー内外の人権団体をゲリラの味方と非難し、一九九五年六月には恩赦法を制定して一切の人権侵害を帳消しにした。このような政府の態度のため、ペルーにおける人権侵害の責任追及は、フジモリ政権の崩壊によつてはじめて可能になったのである。

ペルーにおける「和解」とは、誰と誰との和解を指すのであろうか。まだセンデロ・ルミノンの武力活動は残っているので、センデロ・ルミノンと和解する必要性も理論的には存在する。しかし、後述するようにセンデロ・ルミノンを激しく拒絶する国民が、センデロ・ルミノンを対等の対話の相手として認める政策を許す空気にはない。また、反体制武装勢力の主要な指導者はすでに逮捕されており、反体制武装勢力をめぐる「過去の清算」をどうするかという問題は、「正義の実現」（すなわち司法的責任の追及）という形では決着済みである。かくしてペルーの「和解」問題は、政府側治安部隊による違法な暴力とその被害者および家族を軸として展開されることになる。

ここでは、報復の連鎖は問題ではない。ラテンアメリカでは報復どころか、適正手続きに則った加害者の司法的制裁さえも稀であった。したがって、ラテンアメリカでむしろ問題となっているのは人権侵害の加害者（特に軍人）の不処罰である。

「和解」の意味をめぐる綱引きが展開されている点では、ペルーも他のラテンアメリカ諸国と同様である。「和解」という目的に正面切つて反対する者はいない。しかし「和解」という言葉にはさまざまな思惑が込められている。一言で言えばそれは、「和解」の基礎として真相究明と正義（加害者の司法的制裁）と忘却のどれを重視するかということである。加害者側は和解には忘却が必要と主張する。被害者側は、真実を明らかにするとともに、加害者が何らかの形で法的責任を取らなければ和解は不可能であると主張する。正義の実現を強く主張する人権侵害の被害者や人権団体は、「和解」の名の下に正義を犠牲にした忘却（あるいは単なる真相究明）が強いられることを懸念している。

しかし忘却を拒否する被害者側の要求も、まったく同様というわけではない。被害者側の要求は真相究明、加害者の制裁、補償であるが、それぞれの重みは個人によつて異なる。アヤクチャ地方に関する報告によると、貧しい農民のなかには真相究明に加えて経済的補償への期待が大きく、それに対して都市部の中産階級には真相究明



フジモリ氏が日本に逃亡した1周年の2001年11月19日に、日本大使館前でフジモリ氏の帰国を訴える市民組織「市民レジスタンス」。市民レジスタンスはこれまでに大使館に12回の抗議行進を行い、フジモリ氏帰国を求める約9万通の手紙を届けている(写真提供:市民レジスタンス)

と加害者の刑事責任追及を強く求める傾向があるという。

それでは、一般国民の人権意識はいかなるものであろうか。センデロ・ルミノの残虐性や、センデロ・ルミノが中米などとは異なり民主主義体制に反旗を翻したという事情から、ペルー国民の圧倒的多数はセンデロ・ルミノを拒絶した。またセンデロ・ルミノよりは人命を奪うことのないMRTAも、暴力に疲れ果てた国民によってセ

ンデロ・ルミノと同一視され、やはり拒絶されることとなった。いつセンデロ・ルミノのテロに巻き込まれるかも知れないという恐怖感のなかで、国民のテロ撲滅への願望は非常に強く、そのことは政府側による人権侵害を許容する態度にもつながった。特に一九八〇年代には、政府側による人権侵害の存在そのものを否定する人が多かったように思われる。

それに比べれば一九九〇年代には、世論も人権保障の考え方に一定の理解を示すようになったと言つてよいであろう。これは、人権団体と一部マスコミ、政治家による人権侵害暴露の成果と言える。政府の隠蔽にもかかわらずいくつかの具体的虐殺事件が

立証されたことも、国民の人権意識に影響したと言えよう。一九九五年の恩赦法に対しては、圧倒的多数の国民が批判的であった。

しかしもうひとつの重要な事実は、恩赦法に対する圧倒的に批判的な世論が、フジモリ大統領への高支持率に影響しなかったことである。むしろ、フジモリ大統領に対する高支持率の主たる要因のひとつは、「テロ撲滅」の功績であった。一般に人間は、自分が巻き込まれる恐れがあることに對して強い反応を示すのであろう。多くの国民にとって、センデロ・ルミノのテロはいつ自分が犠牲になるとも知れないものであった。それに対して、政治的に「危ない」活動をしないう限り、自分が政府側に弾圧されるとは考えなかつたのである。

### ●「和解の政治」の展開

現在ペルーの「和解」問題は、人権侵害加害者に対する司法的責任の追及、真実和解委員会による過去の検証、人権侵害被害者への補償という二本柱で進行している。国会もフジモリ政権の諸犯罪を調査しているが、国会の調査は最終的には刑事告発に帰結するので、ここでは司法的責任追及の一部と見なす。

人権侵害の司法的責任の追及は、フジモリ政権下の腐敗追及と一体として進んでおり、すでに多くの者が逮捕・収監されている。逮捕者のほとんどは腐敗関連の罪によ

るものであるが、そこには人権侵害の容疑による軍・警察の関係者も含まれている。

フジモリ政権時代に野党の立場にあった政治家たちは、フジモリ派勢力に対する復讐心に燃えている。それは、フジモリ政権による迫害や民主主義制度の蹂躪を身をもって体験した者の怒りである。

一般国民も、政治家ほど熱心ではないにせよ、フジモリ政権の責任追及を支持している。もともと人権侵害が原因でフジモリ政権が倒れたわけではない。先に述べたように、国民の多くは治安部隊の人権侵害について意見を問われれば批判的であったが、政府に対する強い怒りは存在しなかつた。しかしフジモリ政権崩壊後、フジモリ政権の予想を超える腐敗ぶりが明らかにになり、フジモリ氏の全体的イメージが反転した。そしてフジモリ政権の人権侵害も、そのような全体的負のイメージを構成する一要素となったのである。

司法的責任追及にとって追い風になったのは、米州人権裁判所の画期的判決である。人権問題の国際化は世界的傾向であるが、米州人権保障体制が充実し、国際的ネットワークを持つ人権NGOが発達してきたラテンアメリカでは、米州人権委員会と米州人権裁判所が人権問題で特に重要な役割を果たすようになってきている。二〇〇一年三月、米州人権裁判所は、ペルーの一九九五年の恩赦法を米州人権条約違反で無効と宣言した。この結果、多くの入権犯罪に再

び追及の道が開かれることになっている。

「和解」問題の第二の柱である真実和解委員会は、フジモリ辞任の後を受けた旧野党系のパニアグア暫定政権（二〇〇〇年一月～二〇〇一年七月）下で、二〇〇一年六月に政令によって設置された。委員会は、一九八〇年五月から二〇〇〇年一月までの期間の反体制側・政府側双方の暴力の真相を明らかにする任務を帯びているが、司法的機能は持たない。また同時に、被害者とその家族に対する補償措置、および暴力の再発を防ぐための措置を提案することにもなっている。

この委員会をめぐることも、さまざまな疑惑が交差している。そのことはたとえば、委員会の名称をめぐる駆け引きにも現われている。二〇〇一年六月に設置されたときの委員会の名称は、真実委員会であった。しかしペルー最高位のカトリック聖職者シプリアーニ・リマ大司教は、真実和解委員会と呼ぶべきだと批判した。彼によれば、「侮辱や復讐のためでなく、赦し、和解するためには真実を知ることが必要」なのであった。ここには、侮辱や復讐でない正義の実現という選択肢は存在しない。「赦し」を強調するのはカトリック聖職者として珍しいことではないが、かつてフジモリ政権と密接な関係にあり、人権問題など「たわごと」だと評し、アヤクチョ大司教時代には自らの大司教区におけるカトリック系の人権団体の活動を禁止した経歴を持つシプ

リアーニ大司教の発言は、加害者側の責任逃れの願望を代弁するものと言える。シプリアーニ大司教の要請を受けて現トリード政府（二〇〇一年七月～）は、二〇〇一年九月に真実委員会を真実和解委員会と改称した。これに対して委員会のメンバーであるカルロス・タピアは、「真実和解正義委員会」という名前のほうがよかったとコメントしたが、それは多くの人権団体関係者や被害者の心情を代弁するものであったと言えよう。

真実和解委員会の活動を警戒する声は少なくない。フジモリ派やフジモリ派を代弁するエクस्पレンソ紙はもちろんのことであるが、真実和解委員会が一九八〇年代の人権犯罪を調査対象に含めているため、一九八〇年代に政権を担ったアプラ党は委員会への敵意をあらわにし始めている。またある国会議員は、「真実和解委員会は共同墓地を掘り返すよりも、和解という目的を優先すべきだ」という意見を表明したが、これは「和解」と真相究明とを対立する目的として位置づけるものであった。

しかし、すべての人権団体と同様、国民の大多数は真実和解委員会を支持している。また被害者側の反応も、一般的に委員会に非常に協力的であるとされている。真実和解委員会の活動が開始されるまでペルーのオンブズマン事務所が把握していた「共同墓地」の数は四七であったが、今まで恐怖で口を閉ざしていた農民が口を開き始めた

結果、今年三月までに一五〇以上の「共同墓地」の存在がわかつている。

最後に、人権侵害被害者への補償問題は、象徴的側面と経済的側面の両面で若干の進展がみられる。いくつかの人権侵害事件はフジモリ政権時代に米州人権委員会や米州人権裁判所に提訴された。パニアグア暫定政権になって以降、ペルー政府は両機関の勧告、判決をことごとく受け入れており、そのなかには補償措置に関するものも含まれている。また二〇〇二年一月には、トリード現大統領が、釈放された元無実の囚人を大統領府に招き、謝罪の式典を催した。さらに彼らに対する非金銭的補償を検討する委員会の設置も決まっている。

しかし、以上に述べた「和解」の三本柱のいずれも、経済的困難に苦しむペルーでは財政的制約の壁に直面している。また、過去の人権侵害追及の原動力になっているのはフジモリ政権に対する怒りであるが、被害者や政治家・知識人はともかく、一般国民の怒りがいつまで続くかはわからない。トリード政権が低支持率に苦しむなか、時間が経過すればフジモリ政権の腐敗や人権侵害の記憶が薄れ、「やり手の」大統領に對するノスタルジアが顔をもたげるであろう。そうなれば「和解」は振り出しに戻り、二〇年にわたる政治的暴力の歴史から学ぶべき教訓は失われるかも知れない。

授（おおくし） かずお／東京大学法学部教